

最低賃金と生活保護の 整合性を再検討する

金井 郁

(埼玉大学経済学部講師)

はじめに

最低賃金制度とは、国が法的強制力をもって賃金の最低限度を定め、使用者に対してその額未満の賃金で労働者を雇用することを禁止する制度である。最低賃金の水準の決定については、2007年の最低賃金法改正により最低賃金と生活保護基準との整合性が図られるよう求められており、現在、その実現に向けた取り組みが行われている。

一人の人間がフルタイムと同等の時間働いても、健康で文化的な生活を保障する生活保護水準に届かない社会を変えていくということにおいては、最低賃金と生活保護の整合性が図られること自体は評価できる。しかし、そのことによって新たに検討しなければならない問題も生じる。そこで、本論では、最低賃金と生活保護の整合性を図るための実行上の問題を検討したい¹。

2010年度地域別最低賃金の引き上げ状況

さて、2010年度の地域別最低賃金の引き上げ状況をみると、全国平均は時給730円で、前年度に比べ17円上がった。最低賃金を時給で表わすようになった2002年度以降で最大の上げ幅という。最大の上げ幅となった背景の一つには、政府が2010年6月に新成長戦略を閣議決定し、最低賃金について「2020年までに全国最低800円、全国平均1,000円」という目標を掲げたことがある。

最低賃金は、中央最低賃金審議会が示した目安を参考に、都道府県の審議会で決定される。このように、中央最低賃金審議会による目安制度が導入されたのは1978年度からであり、導入

の背景には当時の全国全産業一律最低賃金制度の実施を求める労働組合や当時の野党の動きに配慮して、出来るだけ全国的に整合性ある決定が行われるよう答申があったことによる。ちなみに、2010年度は全国平均の上げ幅が国の目安を2円上回っている。

各都道府県の引き上げ額は、岐阜や和歌山の10円～東京の30円となっている。平均額は、最低の642円が高知、鹿児島、鳥根、鳥取、沖縄、佐賀、長崎、宮崎の8県で、最高は821円の東京で、その差は2009年度の162円から179円に広がった。これにより、最低賃金が生活保護水準を下回る逆転現象が生じていた12都道府県のうち、北海道、宮城、東京、神奈川、広島を除く7府県で差額が解消されることになる。

再検討(1)：生活保護基準の問題

このような2010年度の最低賃金の改定状況を踏まえながら、最低賃金と生活保護の整合性に関する課題について、二つの視点から検討してみたい。

まず、比較される生活保護基準の問題である。生活保護基準は、それぞれの扶助と加算の組み合わせで決定されている。現在、最低賃金と比較される生活保護基準は、2008年度の目安審議において公益委員見解で、「最低賃金と生活保護の比較については、両者の基本的性質が異なることもあって、例えば地域別最低賃金は都道府県単位で決定されているのに対して、生活保護は市町村を6段階の級地に区分していること、生活保護は年齢や世帯構成によって基準額が異なること、生活保護では必要に応じた各種加算や住宅扶助等があること等をどのように

考慮するのか、といった問題があるが、公益委員としては、直近のデータに基づき、手取り額でみた最低賃金額と、衣食住という意味で生活保護のうち若年単身者の生活扶助基準の都道府県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えたものを比較することが適当」とされたため、日常生活費にあたる生活扶助基準と生活保護受給者の実際の家賃（住宅扶助の実績値）の合計で計算されている。

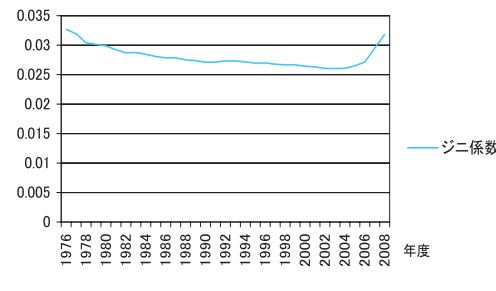
しかし、この生活保護基準は、働いていない者を対象として決定されている。生活保護受給者が働いて収入を得ると最低生活費である生活保護基準を超えてしまうため、勤労収入は基本的には生活費として認められないが（収入認定されるという）、一部が控除され手元に残る。これを勤労控除と呼ぶが、この勤労控除は、働くことにより必要となる費用と位置づけられている。したがって、働くことを前提とした最低賃金との比較においては、勤労控除まで含めた生活保護基準が用いられるべきである²と考える。

再検討(2)：生活保護基準の地域格差

二つ目の課題として、最低賃金と比較される生活保護基準の地域格差に関する問題がある。東京や神奈川などの都市部では、生活保護基準より最低賃金が低い一方、東北、九州、四国などの県の多くで生活保護基準より最低賃金が高くなっている。地域格差については、生活保護基準では最も高い県と最も低い県の格差は約1.46倍である一方、最低賃金の場合の格差は1.19倍と生活保護基準の格差の方がより大きくなっている（2008年）。

このように最低賃金より生活保護基準の地域格差が大きいため、生活保護基準に合わせる形で最低賃金の整合性を図れば、最低賃金の地域格差も拡大するであろう。図表は、地域別最低賃金の地域格差の程度を時系列でみたもので、格差指標にジニ係数を用いている。ジニ係数は0から1の値をとり、1に近づくほど格差が大きいことを示す。78年の目安制度導入により、全国的な最低賃金の格差は縮小し、全国の最低賃金の水準が平準化されてきたことがわかる。しかし、最低賃金と生活保護の整合性が図られた2007年以降、地域別最低賃金の格差は急拡大しており³、2010年度の最低賃金の地域格差も179円に広がったことは上述のとおりである。地域別最低賃金の考え方として、生活保

図表 地域別最低賃金(時間当たり)の格差の推移：ジニ係数、1976-2008年



出典：四方理人・金井郁(2010)「最低賃金と生活保護の整合性の再検討」駒村康平編『最低所得保障』岩波書店より引用（使用データ『最低賃金決定要覧』（各年））

護基準の低い地域の最低賃金が低いままに留まり、地域格差が拡大することは望ましいとはいえないのではないだろうか。

ただし、たとえ生活保護基準の地域格差が大きくても、それ以上に最低賃金額が引き上げられれば、こうした生活保護の地域格差は問題とならないことも付け加えたい。つまり、生活保護水準よりも最低賃金の水準を上げるという意味での整合性は図られるべきであるが、現時点では、あまりにも生活保護と最低賃金が密接に捉えられすぎている状況にあるといえる。

最後に、最低賃金を考える上では、生活保護との整合性問題を超越して、今後も検討していかなければならない課題は多い。例えば、主婦パート層においては、最低賃金を上げても、年金の第3号被保険者制度等があることで、むしろ労働時間を短くして年収調整をするといった効果もあるといわれている。最低賃金制度の議論をするには、生活保護との整合性だけでなく、他の社会保障制度のあり方をあわせて検討する必要がある。

- 1 本論は、四方理人・金井郁(2010)「最低賃金と生活保護の整合性の再検討」、駒村康平編『最低所得保障』岩波書店、をもとに書かれたものである。
- 2 このような勤労控除まで含めた生活保護基準と最低賃金の均衡をはかるべきであるとする意見については、実際に労働組合から提案されている（全国労働組合総連合「改正最低賃金法の趣旨をふまえた生活保護制度の取り扱いを一平成20年度地域別最低賃金改正の目安審議にむけた追加意見書」、2008年）。
- 3 2007年の中央最低賃金審議会の審議時点では、最低賃金法は継続審議となり改正されていなかったが、生活保護との整合性を図るとした事実認識に立って審議されるよう柳沢伯夫厚生労働大臣（当時）から強く要請され、その方針に沿って金額も決定されている。